

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

○平成二十九年七月九州北部豪雨により特に必要となつた一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（環境二二）

### 〔規 則〕

○人事院規則九一五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則（人事院九一五五―一三〇）

### 〔告 示〕

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができ、事務所を指定した件の一部を改正する件（総務二七八）

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができ、事務所を指定した件の一部を改正する件（同二七九）

○公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件の一部を改正する件（同二八〇）

○消防法施行規則第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関の代表者の氏名の変更に関する件（消防庁九）

○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一三七一―一三七五）

○保安施設地区の指定をする件（同一三七六）

○肥料を登録した件（同―一三七七）

○肥料の登録が失効した件（同―一三七八）

○特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第七十五条第三項の規定に基づき、指定法人から住所及び事務所の所在地の変更の届出があつた件（経済産業二〇五）

○建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件及び鉄骨造の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法の基準を定める件の一部を改正する件（国土交通八一三）

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同八一四）

○水先人に免許を与えた件（同八一五）

○道路に関する件（北陸地方整備局六五）

○道路に関する件（北海道開発局一六五―一七〇）

○道路に関する件（沖繩総合事務局二七）

○都市計画に関する件（同二八）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 環境省 最高裁判所

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

農林物資の規格化等に関する法律第七十二条の十二第二項第一号の規定に基づき登録認定機関の認定に関する業務の停止命令に係る公示（農林水産省）

労働

最低賃金の改正決定に関する公示（静岡労働局最低賃金公示一）

〔公 告〕

諸事項

官庁 財団関係

裁判所 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、復権、特別清算、再生関係

地方公共団体 教育職員免許状失効・取上げ処分関係

会社その他

## 省 令

○環境省令第二十二号  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）を実施するため、平成二十九年七月九州北部豪雨により特に必要となつた一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令を次のように定める。  
平成二十九年九月四日

環境大臣 中川 雅治

平成二十九年七月九州北部豪雨により特に必要となつた一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（平成二十九年七月九州北部豪雨により特に必要となつた一般廃棄物の処理を行う場合に係る法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物の特例）

第二条 産業廃棄物処理施設の設置者が、平成二十九年七月九州北部豪雨により特に必要となつた一般廃棄物の処理をその処理施設において行う場合に係る法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第十二条の七の十六第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類のうち、当該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）とする。

一 廃プラスチック類の破碎施設 廃プラスチック類（特定家庭用機器（特定家庭用機器再商品化法第二条第四項に規定する特定家庭

- 用機器をいう。)、小型電子機器等(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成二十四年法律第五十七号)第二条第一項に規定する小型電子機器等をいう。その他金属、ガラス又は陶磁器がプラスチックと一体となったものが一般廃棄物となったものを含むものとする。次号において同じ。)
- 二 廃プラスチック類の焼却施設 廃プラスチック類
- 三 合第二条第二号に掲げる廃棄物の破碎施設 木くず
- 四 合第二条第九号に掲げる廃棄物の破碎施設 コンクリートの破片その他これに類する不要物
- 五 石綿含有産業廃棄物の溶融施設 石綿含有一般廃棄物
- 六 合第二条第一号から第四号の二まで及び第十一号に掲げる廃棄物の焼却施設 紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物又は動物の死体
- 七 合第七条第十四号に掲げる産業廃棄物の最終処分場 次のいずれにも該当する一般廃棄物(特別管理一般廃棄物であるものを除く。)
- イ 平成二十九年七月九州北部豪雨により生じた一般廃棄物(福岡県の区域内において生じたものに限り)
- ロ 次のいずれかに該当する一般廃棄物
  - (1) 廃プラスチック類
  - (2) ゴムくず
  - (3) 金属くず
  - (4) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードを除く。)
  - (5) コンクリートの破片その他これに類する不要物
- ハ 次に掲げるものが混入し、又は付着しないように分別された一般廃棄物であつて、当該分別後の保管、運搬又は処分の際にこれらのものが混入し、又は付着したことがないもの
- (1) 令別表第五の下欄に掲げる物質
- (2) 有機性の物質
- (3) 建築物その他の工作物に用いられる材料であつて石綿を吹きつけられたもの若しくは石綿を含むもの(次に掲げるものに限る。)
- 又は当該材料から除去された石綿
- (イ) 石綿保温材
- (ロ) けいそう土保温材

- (ハ) パーライト保温材
- (ニ) 人の接触、気流及び振動等によりイからハまでに掲げるものと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材
- 八 合第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場 燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、コンクリートの破片その他これに類する不要物、動物のふん尿、動物の死体若しくははいじん又はこれらの一般廃棄物を処分するため処理したものであつてこれらの一般廃棄物に該当しないもの(特別管理一般廃棄物であるものを除く。)
- 2 前項の規定が適用される場合における規則第十二条の七の十六第二項及び第十二条の七の十六第二項中「前項第一号から第五号まで」とあるのは「平成二十九年七月九州北部豪雨により特に必要となつた一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特別に関する省令(平成二十九年環境省令第二十二号)第二条第一項第一号から第六号まで」と、規則第十二条の七の十七中「前条第四号の二」とあるのは「平成二十九年七月九州北部豪雨により特に必要となつた一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特別に関する省令(平成二十九年環境省令第二十二号)第二条第一項第五号」とする。

附 則

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(この省令の効力)

第二条 この省令は、平成三十一年七月三十一日限り、その効力を失う。

規 則

示

人事院は、一般職の職員との給与に関する法律に基づき、人事院規則九一五五(特地勤務手当等)の一部改正に關し次の人事院規則を制定する。

平成二十九年九月四日 人事院総裁 一宮なほみ

人事院規則九一五五(特地勤務手当等)の一部を改正する人事院規則 人事院規則九一五五(特地勤務手当等)の一部を次のように改正する。

別表の二の表秋田県の項中「北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中四八四の二」を「北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中三七六の一三」米代東部森林管理署上小阿仁支署

林管理署上小阿仁支署 小沢田森林事務所」に改める。

別表の二の表備考中「平成二十九年四月一日」の下に「米代東部森林管理署上小阿仁支署及び米代東部森林管理署上小阿仁支署小沢田森林事務所」を加える。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

○総務省告示第二百七十八号 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成十二年政令第四十一号)第十三条第三項

第二号の規定に基づき、平成二十九年九月四日、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができるとする事務所を指定した件)の一部を次のように改正し、平成二十九年九月四日から施行する。

平成二十九年九月四日 総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
事務所	所在地	事務所	所在地
[略]	和歌山行政評価事務所	[同上]	和歌山行政評価事務所
	和歌山県和歌山市二番丁三番地 和歌山地方合同庁舎		和歌山県和歌山市九番丁二番地
[略]		[同上]	

備考 表中の「」の記載は注記である。